



一般(指名)競争入札 参加資格審査申請書の 受け付け(追加)

平成27・28年度の建設工事、測量・建設コンサルタント、物品製造・役務提供等の入札参加資格審査申請書の追加受け付けを行います。

今回は追加の受け付けのため、平成27年2月に申請済みの人は提出の必要はありません。ただし、希望業種の追加は受け付けます。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

有効期間 1年間(4月1日～平成29年3月31日)

申込 問 2月1日(月)～29日(月)に郵送で申し込み [当日消印有効]

※申請の手引き、申請書等は市

公式ホームページからダウンロードしてください。

☎契約検査課

〒306-0291古河市下大野2248
契約検査課 宛て

償却資産(固定資産税) 申告期限は2月1日です

市内に償却資産を所有している事業者等は、地方税法の定めにより、毎年1月1日現在に所有している償却資産について、申告をする必要があります。

償却資産の申告期限は、2月1日(月)です。まだ申告をしていない事業者等は、早めに申告の手続きをお願いします。

なお、前年に申告をした事業者等には、申告書を11月下旬に郵送済みです。新たに申告する

事業者等や申告用紙が届かない事業者等は、古河庁舎資産税課へご連絡ください(申告用紙は市公式ホームページからダウンロード可)。

また、市では、地方税電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」による電子申告サービスを実施しています。償却資産の申告も取り扱いをしていますので、詳しくは市公式ホームページをご覧ください。

問 ☎資産税課

古河都市計画区域 マスタープラン案の縦覧

都市の将来像を示す「都市計画区域マスタープラン」に係る都市計画の案について、都市計画法の規定に基づき縦覧を行い

被災中小企業事業継続支援補助金

募集期間

1月18日(月)～2月12日(金) [締切日必着]

対象 市内の商工業者のうち「平成27年9月関東・東北豪雨」により被災した中小企業者

※中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項第1号～第4号に規定する中小企業者または中小企業信用保険法第2条第1項第1号～第11号に規定する中小企業者。

補助対象経費

事業再開に必要な機械・設備の修繕、購入や施設の改修等に要する経費、または事業再開後に事業を軌道に乗せるための販売促進に要する経費、その他事業再開や事業継続のために必要な経費で、次の①～③の条件をすべて満たすもの

①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

②平成27年9月7日～11日の間に暴風雨および豪雨により被災したことで発生した経費

③証拠資料等によって金額が確認できる経費

※経費内容：機械設備等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費。

補助上限額 50万円

※被災した事業所が複数の場合(複数の市町村

にわたる場合も含む)であっても、補助上限額は50万円となります。

提出書類

①被災中小企業事業継続支援補助金交付申請書および添付書類(補助事業計画書)

②り災証明書またはり災届出証明書

③機械等購入の際の領収書の写しおよび購入品の証拠写真(すでに購入している場合)または機械等購入の際の見積書の写し(これから購入する場合)

④暴力団排除条例に係る誓約書

⑤県・市税の納税証明書(過去3年分)

※公募要領および申請書等様式は、市公式ホームページからダウンロード可。

応募書類の提出先

下記に持参または郵送してください

○古河商工会議所

〒306-0041古河市鴻巣1189-4

○古河市商工会総和事務所

〒306-0204 古河市下大野2209-9

○古河市商工会三和事務所

〒306-0125 古河市仁連2053-1

※市には直接申請できません。

問 ☎商工政策課